

恩給関係費

令和2年度における恩給関係費の予算現額は 174,820,134千円

であって、その内訳は

歳出予算額	174,814,798千円
〔当初予算額	174,983,635千円〕
〔予算補正修正減少額	168,837千円〕
前年度繰越額	5,336千円

である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は 169,242,269千円

翌年度繰越額は 21,178千円

不用額は 5,556,686千円

である。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算現額に対する支出済歳出額の割合 (%)
文官等恩給費	6,606,735	6,606,735	6,437,400	—	169,334	97
旧軍人遺族等恩給費	158,271,671	158,271,671	153,277,534	—	4,994,136	96
恩給支給事務費	789,067	789,067	737,622	—	51,444	93
遺族及び留守家族等援護費	9,147,325	9,152,661	8,789,711	21,178	341,771	96
計	174,814,798	174,820,134	169,242,269	21,178	5,556,686	96

また、平成28年度から令和2年度までの各年度における支出済歳出額を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事項	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
文官等恩給費	10,629,720	9,333,751	8,200,314	7,233,530	6,437,400
旧軍人遺族等恩給費	308,118,566	262,608,937	221,515,501	184,651,211	153,277,534
恩給支給事務費	1,171,771	1,065,602	993,826	927,663	737,622
遺族及び留守家族等援護費	14,977,606	12,881,441	10,758,711	9,365,318	8,789,711
計	334,897,665	285,889,733	241,468,353	202,177,723	169,242,269

1 文官等恩給費

(I) 決算の概要

令和2年度における文官等恩給費の予算現額は

歳出予算額	6,606,735千円
〔当初予算額	6,624,235千円〕
〔予算補正修正減少額	17,500千円〕

であり、予算補正修正減少額は、文化功労者年金の支給に必要な既定予算の不用額を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は 6,437,400千円

不用額は 169,334千円

であって、不用額は、総務省所管の恩給費において、普通扶助料の受給者が予定を下回ったこと等により、文官等恩給費を要することが少なかったこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割合 (%)
国会議員互助年金	1,906,282	1,906,282	1,778,227	—	128,054	93
文官等恩給費	3,793,953	3,793,953	3,752,672	—	41,280	98
文化功労者年金	906,500	906,500	906,500	—	—	100
計	6,606,735	6,606,735	6,437,400	—	169,334	97

(II) 経費の概要及び事業実績

この経費は

- (1) 「国会議員互助年金法を廃止する法律」(平18法1)附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前の「国会議員互助年金法」(昭33法70)等に基づいて、退職した国会議員及びその遺族に支給する年金
- (2) 「恩給法」(大12法48)等に基づいて、退職した文官、教育職員、警察監獄職員及び待遇職員並びにこれらの遺族に支給する年金
- (3) 「文化功労者年金法」(昭26法125)に基づいて、文化の向上発展に関し特に功績顕著な者を顕彰するために支給する年金

に要した経費である。

実績では、文官等恩給費として6,437,400千円を支給した。

年金等の新規裁定による増加、失権に伴う減少等を織り込んで算定した受給者数の予定と実績は、次のとおりである。

(単位 人)

区 分	受 給 者 数		区 分	受 給 者 数	
	予 定	実 績		予 定	実 績
国会議員互助年金	681	598	そ の 他	517	493
普通退職年金	330	275	文化功労者年金	259	259
遺族扶助年金	351	323	人文科学部門	—	37
互助一時金	—	—	自然科学部門	—	100
文官等恩給	3,724	3,592	文芸部門	—	22
普通扶助料	3,207	3,099	芸術その他の部門	—	100

2 旧軍人遺族等恩給費

(I) 決算の概要

令和2年度における旧軍人遺族等恩給費の予算現額は

歳出予算額 158,271,671千円

である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は 153,277,534千円

不用額は 4,994,136千円

であって、不用額は、恩給費において、普通扶助料及び公務関係扶助料の受給者が予定を下回ったこと等により、旧軍人遺族等恩給費を要することが少なかったため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
普 通 扶 助 料	115,935,080	115,935,080	112,251,269	—	3,683,810	96
公 務 関 係 扶 助 料	30,403,190	30,403,190	29,445,740	—	957,449	96
そ の 他	11,933,401	11,933,401	11,580,523	—	352,877	97
計	158,271,671	158,271,671	153,277,534	—	4,994,136	96

(II) 経費の概要及び事業実績

この経費は、「恩給法」等に基づいて、旧軍人及びその遺族等に支給する普通恩給、増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、普通扶助料、公務扶助料、特例扶助料、傷病者遺族特別年金、一時恩給及び一時金に要した経費である。

実績では、旧軍人遺族等恩給費として153,277,534千円を支給した。

旧軍人遺族等恩給の新規裁定による増加、失権に伴う減少等を織り込んで算定した受給者数の予定と実績は、次のとおりである。

(単位 千人)

区 分	受 給 者 数	
	予 定	実 績
普 通 扶 助 料	187	175
公 務 関 係 扶 助 料	17	16
そ の 他	17	15
計	222	207

3 恩給支給事務費

(I) 決算の概要

令和2年度における恩給支給事務費の予算現額は

歳出予算額	789,067千円
〔当初予算額	940,167千円〕
〔予算補正修正減少額	151,100千円〕

であり、予算補正修正減少額は、恩給支給事務に必要な既定予算の不用額を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	737,622千円
不用額は	51,444千円

であって、不用額は、恩給費において、契約価格が予定を下回ったこと等により、恩給支給業務庁費を要することが少なかったこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
恩給支給事務費	789,067	789,067	737,622	—	51,444	93

(II) 経費の概要及び事業実績

この経費は、文官、旧軍人及びその遺族等に対する恩給並びに国会議員互助年金の支給事務等を処理するために要した経費である。

実績では、恩給支給事務費として737,622千円を支出した。

4 遺族及び留守家族等援護費

(I) 決算の概要

令和2年度における遺族及び留守家族等援護費の予算現額は

9,152,661千円

であって、その内訳は

歳出予算額	9,147,325千円
〔当初予算額	9,147,562千円〕
〔予算補正修正減少額	237千円〕
前年度繰越額	5,336千円

であり、予算補正修正減少額は、遺族及び留守家族等の援護に必要な既定予算の不用額を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	8,789,711千円
翌年度繰越額は	21,178千円
不用額は	341,771千円

であって、翌年度繰越額は、厚生労働省所管の引揚者援護費において、計画に関する諸条件により事業の実施に不測の日数を要したため、年度内に支出を終わらなかったことによるものであり、不用額は、厚生労働省所管の遺族及留守家族等援護費において、遺族給与金の支給額が予定を下回ったこと等により、遺族等年金を要することが少なかったこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
戦傷病者戦没者遺族年金等	6,704,471	6,709,807	6,565,452	4,525	139,829	97
遺族年金	2,883,203	2,883,976	2,831,862	—	52,113	98
遺族給与金	1,659,405	1,663,968	1,594,965	3,080	65,922	95
障害年金	1,477,105	1,477,105	1,485,548	1,445	△ 9,888	100
遺族一時金	500	500	—	—	500	—
その他	684,258	684,258	653,076	—	31,181	95
戦傷病者等療養給付特別給付金等支給事務費	255,225	255,225	207,966	—	47,258	81
	1,069,269	1,069,269	1,029,477	—	39,791	96

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
中国残留邦人等支援 事業費	1,111,637	1,111,637	980,093	16,653	114,890	88
戦傷病者等無賃乗車 船等負担金	6,723	6,723	6,722	—	0	99
計	9,147,325	9,152,661	8,789,711	21,178	341,771	96

(Ⅱ) 経費の概要及び事業実績

(1) 戦傷病者戦没者遺族年金等

「戦傷病者戦没者遺族等援護法」(昭27法127)に基づく遺族年金、遺族給与金等及びこれらの裁定事務等として6,565,452千円を支出した。

(遺族年金受給者数(軍属・軍人))

(単位 人)

区 分	元年度末人員	2年度末人員
先 順 位 者	1,848	1,486
後 順 位 者	1	1
計	1,849	1,487

(遺族給与金受給者数(準軍属))

(単位 人)

区 分	元年度末人員	2年度末人員
先 順 位 者	1,107	1,018
後 順 位 者	1	1
計	1,108	1,019

(障害年金受給者数)

(単位 人)

区 分	元 年 度 末 人 員			2 年 度 末 人 員		
	軍属・軍人分	準軍属分	計	軍属・軍人分	準軍属分	計
特 別 項 症	2	3	5	2	0	2
第 1 〃	1	5	6	1	5	6
第 2 〃	3	16	19	3	15	18
第 3 〃	6	38	44	4	34	38
第 4 〃	6	63	69	4	59	63
第 5 〃	14	104	118	12	94	106
第 6 〃	10	62	72	5	57	62
第 1 款 症	9	45	54	7	39	46
第 2 〃	10	60	70	6	57	63
第 3 〃	10	72	82	9	67	76
第 4 〃	1	55	56	1	49	50
第 5 〃	11	121	132	8	100	108
計	83	644	727	62	576	638

(2) 戦傷病者等療養給付

「未帰還者留守家族等援護法」(昭28法161)に基づく留守家族手当等及びこれらの支給事務、
「未帰還者に関する特別措置法」(昭34法7)に基づく弔慰料及びこれらの支給事務並びに「戦傷

病者特別援護法」(昭38法168)に基づく療養の給付及びこれらの給付事務等として207,966千円を支出した。

(療養患者数)

(単位 人)

区 分	入院	通院	計
元年度末患者数	1	63	64
2年度末患者数	—	46	46

(補装具の支給・修理状況)

(単位 件)

区 分	支給	修理	計
28 年 度	48	32	80
29 年 度	42	25	67
30 年 度	40	15	55
元 年 度	19	14	33
2 年 度	17	5	22

(戦時死亡宣告審判申立及び確定者数)

(単位 人)

区 分	審 判 申 立			審 判 確 定		
	未復員者	未帰還邦人	計	未復員者	未帰還邦人	計
28 年 度	—	—	—	—	—	—
29 年 度	—	—	—	—	—	—
30 年 度	—	—	—	—	—	—
元 年 度	—	—	—	—	—	—
2 年 度	—	—	—	—	—	—

(3) 特別給付金等支給事務費

「引揚者給付金等支給法」(昭32法109)、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」(昭38法61)、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」(昭40法100)、「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法」(昭41法109)及び「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法」(昭42法57)に基づく特別給付金等の支給事務費として1,029,477千円を支出した。

(4) 中国残留邦人等支援事業費

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」(平6法30)に基づく引揚等援護等に要した中国残留邦人等支援事業費として980,093千円を支出した。

(永住帰国者等数)

(単位 人)

区 分	30 年 度	元 年 度	2 年 度
永 住 帰 国 者	4	4	—
一 時 帰 国 者(往 復)	226	214	—
訪 日 調 査 孤 児	—	—	—
そ の 他	12	12	6

(5) 戦傷病者等無賃乗車船等負担金

戦傷病者等無賃乗車船等負担のため6,722千円を支出した。
(戦傷病者等の旅客鉄道株式会社の鉄道等への無賃乗車船者数)

(単位 延人)

区	分	乗車船者数	
元	年	度	895
2	年	度	650